

道路特定財源の暫定税率の期限切れに伴う 当面の岩手県の対応について

道路特定財源の暫定税率に係る税制上の特例措置が延長されずに本年3月31日で期限切れとなったことに伴い、当面の本県の対応方針を次のとおりとした。

平成20年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 道路関係予算について

道路関係予算については、基本的にこれまでどおりのルールに基づき、次のとおり対応する。(個々の事業の具体的な取扱いは、今後検討。)

- ・ 国庫補助事業、道路整備臨時交付金事業については、例年どおり、国の補助金、交付金の内示を受けた後に、事業に着手する予定。なお、20年度予算については、現下の状況を受け、例年より内示等のスケジュールが遅れる可能性があるかと認識。
- ・ 県単独事業については、収入の見込み等を踏まえて、見込まれる財源の範囲内で適切な執行に努めていく考え。

2 道路関係以外の予算について

- ・ 道路関係以外の予算については、原則として、当初予算計上どおり執行を開始する予定。

3 補正予算等の対応

- ・ 道路関係予算については、上記1のとおり対応しつつ、国の予算上の対応や地方に対する財源措置の状況を見極めた上で、適切な時期に県予算について必要な補正を行う予定。(現時点では、対応未定)